

上越市民ごみ憲章

平成12年3月21日制定

私たち上越市民は、「みどりの生活快適都市・上越」をめざし、地球市民としてこの美しい自然と限りある資源を守るため、市民ごみ憲章を定めます。

一、まちをきれいにしましょう

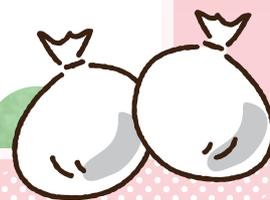
進んで美化活動をします
ポイ捨ては絶対にしません

一、ごみを減らしましょう

最後までものを大切に使います
余分なものは買いません

一、リサイクルをしましょう

ごみはきちんと分けて出します
進んで再生品を使います



上越市役所生活環境課 ☎025-526-5111(代)

〈区にお住まいの方は、お住まいの地区の総合事務所へ〉

- ・安塚区 市民生活・福祉グループ ☎025-592-2003(代)
- ・浦川原区 市民生活・福祉グループ ☎025-599-2301(代)
- ・大島区 市民生活・福祉グループ ☎025-594-3101(代)
- ・牧区 市民生活・福祉グループ ☎025-533-5141(代)
- ・柿崎区 市民生活・福祉グループ ☎025-536-6703(直)
- ・大潟区 市民生活・福祉グループ ☎025-534-6807(直)
- ・頸城区 市民生活・福祉グループ ☎025-530-2311(代)
- ・吉川区 市民生活・福祉グループ ☎025-548-2311(代)
- ・中郷区 市民生活・福祉グループ ☎0255-74-2691(直)
- ・板倉区 市民生活・福祉グループ ☎0255-78-2141(代)
- ・清里区 市民生活・福祉グループ ☎025-528-3111(代)
- ・三和区 市民生活・福祉グループ ☎025-532-2323(代)
- ・名立区 市民生活・福祉グループ ☎025-537-2121(代)